

受理官庁 E P	欧州特許庁 (E P O)	附属書 C E P
右の各国の国民及び居住者の管轄受理官庁	アルバニア、オーストリア、スイス、チェコ共和国、エストニア、クロアチア、ハンガリー、アイルランド、アイスランド、リヒテンシュタイン、リトアニア、ラトビア、モナコ、北マケドニア、マルタ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ルーマニア、セルビア、スロベニア、スロバキア、サンマリノ、ベルギー <sup>1</sup> 、ブルガリア <sup>1</sup> 、キプロス <sup>1</sup> 、ドイツ <sup>1</sup> 、デンマーク <sup>1</sup> 、スペイン <sup>1</sup> 、フィンランド <sup>1</sup> 、フランス <sup>1</sup> 、英国 <sup>1</sup> 、ギリシャ <sup>1</sup> 、イタリア <sup>1</sup> 、ルクセンブルク <sup>1</sup> 、モンテネグロ <sup>1</sup> 、ポルトガル <sup>1</sup> 、スウェーデン <sup>1</sup> 、トルコ <sup>1</sup>	
国際出願の作成に用いることができる言語	英語、フランス語又はドイツ語	
配列表における言語依存フリーテキストのために認められる言語	英語又は国際出願と同一の言語（フランス語又はドイツ語）；又は英語及びその他のいずれかの言語	
願書の提出に用いることができる言語	英語、フランス語又はドイツ語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	1	
受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか？ <sup>2, 3, 4</sup>	<p>認める。受理官庁は次による電子出願を認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ e P C T出願</li> <li>－ E P Oオンライン出願</li> <li>－ E P Oオンライン出願2.0</li> <li>－ E P O緊急用アップロードサービス</li> </ul> <p>オフライン提出には、E P Oオンライン出願を使用する場合にCD-R、DVD-R又はDVD+Rが認められる。</p>	
受理官庁は変換前の書類の提出を認めるか、認める場合にはいずれの形式か（PCT実施細則第706号）？	<p>認める。ファイルはZ I P形式で編集し、平易なA S C I Iテキストを含むか、又は次のいずれか1つのワードプロセッサプログラムによって作成すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ Microsoft Word 97以降</li> <li>－ Corel WordPerfect 6.1, 8, 10以降</li> <li>－ OpenOfficeのWriter 2.0以降（対応するStarOffice製品を含む）</li> </ul>	
受理官庁は引用による補充を認めるか（PCT規則20.6）？	認める	

[次頁に続く]

- 1 国内官庁に対して提出する必須の国内的要件については、その国に関する附属書B 1を参照。
- 2 国際出願が、実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い、その範囲内で電子形式によって行われている場合には、国際出願手数料の総額は減額される（「受理官庁に支払うべき手数料」参照）。
- 3 国際出願に、明細書と別個の部分として配列表が含まれている場合には、実施細則附属書Cに従い、すなわちW I P O標準S T. 26XMLフォーマットに準拠したものを提出すべきである。このフォーマットで配列表を提出すれば追加手数料は不要である。
- 4 関連する受理官庁の通告については、2021年3月18日付公示（PCT公報）51頁以降、2021年6月3日付公示（PCT公報）108頁、2022年6月30日付公示（PCT公報）165頁以降、2023年5月19日付公示（PCT公報）117頁以降、2024年12月5日付公示（PCT公報）233頁参照。

E P	欧州特許庁 (E P O) (続き)	E P
受理官庁は非公式ベースでカラー図面の提出を認め、それを国際事務局に送付するか？ <sup>5</sup>	2025年10月1日以降に電子的に行われたPCT国際出願について、受理官庁としてのEPOはカラー及びグレイスケールの図面の提出を正式に認め、これを処理して国際事務局に送付し、国際事務局がPATENTSCOPEで利用可能とする。ただし、調査及び公開に関して、国際事務局はカラー及びグレイスケールの図面を白黒に変換する。この結果としてカラー及びグレイスケールの図面の詳細部分が失われる可能性がある。	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則26の2.3)？	認める。受理官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。	
管轄国際調査機関	欧州特許庁	
管轄国際予備審査機関	欧州特許庁	
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：ユーロ (EUR)	
送付手数料	EUR 150	
国際出願手数料 <sup>6</sup>	EUR 1,417	
30枚を超える1枚ごとの手数料 <sup>5</sup>	EUR 16	
減額 (手数料表第4項に基づく)：		
電子出願 (文字コード形式による願書)	EUR 213	
電子出願 (文字コード形式による願書、 明細書、請求の範囲及び要約)	EUR 320	
調査手数料	附属書D (EP) 参照	
優先権書類の手数料 (PCT規則17.1(b))	EUR 120	
MyEPOポートフォリオを使用して書類 を請求した場合に適用される額	EUR 0	
優先権回復請求手数料 (PCT規則26の2.3(d))	EUR 750	
受理官庁は代理人を要求するか？	不要，出願人が欧州特許条約の締約国の1つの領域内に住所又は主たる営業所を有している場合  要，出願人が欧州特許条約の締約国の1つの領域内に住所も主たる営業所も有していない場合	

[次頁に続く]

<sup>5</sup> OJ EPO 2025, A49とA57を参照。

<sup>6</sup> この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される (附属書C (IB) 参照)。

E P	欧州特許庁 (E P O) (続き)	E P
誰が代理人として行為できるか？	<p>E P Oが保持する該当名簿に登録されている職業代理人（職業代理人の名簿はウィーンのE P Oから無料で入手するか、又はE P Oウェブサイトを確認することができる）</p> <p>欧州特許条約の締約国の1国において特許に関し手続を行う資格を有し、かつ、当該国に営業所を有する法律実務家</p> <p>出願人がE P C規則152(11)に基づきE P Oに登録されている代理人の団体内で実務を行う職業代理人の選任を希望する場合には、その団体の名称及び登録番号を願書様式第IV欄に表示する</p>	
委任状の提出要件の放棄 <sup>7</sup>		
受理官庁は、別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？	放棄している <sup>8</sup>	
別個の委任状が要求される特別の状況	<p>たとえば次の特別な状況において必要な場合：</p> <p>(1) 代理人として登録されていないが、代理人と称する者が手続行為をした時であって、次のいずれかの場合を除く：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 代理人と称する者が代理人として登録されている者と同じ事務所に所属する</li> <li>－ 代理人と称する者及び代理人として登録されている者がいずれも出願人（出願人が複数名いるときには共通の代表者）の被用者である</li> </ul> <p>(2) 代理人の行為資格について疑義がある時</p>	
受理官庁は、包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？	放棄している <sup>8</sup>	
包括委任状の写しが要求される特別の状況	<p>たとえば次の特別な状況において必要な場合：</p> <p>(1) 代理人として登録されていないが、代理人と称する者が手続行為をした時であって、次のいずれかの場合を除く：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 代理人と称する者が代理人として登録されている者と同じ事務所に所属する</li> <li>－ 代理人と称する者及び代理人として登録されている者がいずれも出願人（出願人が複数名いるときには共通の代表者）の被用者である</li> </ul> <p>(2) 代理人の行為資格について疑義がある時</p>	

<sup>7</sup> OJ EPO 5/2010, 335頁を参照。

<sup>8</sup> 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（PCT規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048項も参照）、委任状の要件の放棄は適用されない（PCT規則90.4(e)及び90.5(d)）。